平成２８年（フ）第６５１０号
東京都大田区西蒲田５丁目９―15―201
債務者　大槻　俊司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１１号
東京都大田区西蒲田５丁目９―15―201
債務者　大槻　悠司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１６号
東京都板橋区三園２丁目15―22　特別養護老人ホーム　三園の里
債務者　犬山　知子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５２５号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―２―205
債務者　萩野　公彦
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５２９号
東京都武蔵村山市大南１丁目94―７
債務者　古賀めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３４号
埼玉県川越市大字小室４―１―203
債務者　樋田孝太郎
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３８号
東京都三鷹市大沢１丁目１―21　大塚方
債務者　寺嶋　琴世
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５４１号
東京都多摩市和田３丁目４―４―403
債務者　戸田美津江
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５４２号
東京都八王子市南大沢３丁目13―６―204
債務者　柏　　雅子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市野間519番地３
債務者　熊田　光子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第４６５号
静岡県藤枝市岡出山２丁目３番10号　セルテーヌ岡出山203号、旧住所静岡県藤枝市藤枝１丁目11番３号
債務者　望月　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３２号
静岡市葵区田町３丁目５番地の１　シンフォニー田町201号、旧住所静岡市葵区新通１丁目10番６号
債務者　岩武　齊富
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４５号
静岡市葵区柚木105番地　メゾン柚木201号
債務者　本間美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４９号
静岡県藤枝市水守２丁目11番地の15　ユニキューブＥ棟、旧住所静岡県藤枝市藤岡５丁目７番５号
債務者　和田　進也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８５号
静岡県焼津市大島27番地の７
債務者　大河内雅人
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部